



令和
4年

秋の全国交通安全運動

9月21日(水)～
9月30日(金)

運動の重点① 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

歩行者の皆さんへ (横断中は左方からの車に注意しよう)

- ☆ 道路を横断するときは、首を振って右左の安全確認をしっかりとしましょう。
- ☆ 道路を渡るときは横断歩道を利用し、手を上げるなどして、横断する意思をドライバーに伝えましょう。
- ☆ 信号機のあるところでは信号に従うなど、交通ルールを必ず守りましょう。
- ☆ 夕暮れ時や夜間に徒歩で外出するときは、**明るい色の服**を着たり、**夜光反射材**や**LEDライト**等を使い、交通事故から身を守りましょう。



- 歩行者事故のうち歩行者側に法令違反が認められる事故は約2割です(令和3年中)。

運動の重点② 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶

ドライバーの皆さんへ (夜間はハイビーム走行が基本)

- ☆ **早めのライト点灯**や、**ハイビーム**を活用することで、歩行者を早期に発見して事故を防ぎましょう。
- ☆ 夕暮れ時や夜間の運転は、様々な危険に対処するためにも**スピードダウン**を心掛けましょう。

- 9月以降の歩行者事故のうち約半数が夕暮れ時・夜間に発生しています。(平成29年～令和3年までの5年間)

飲酒運転の根絶 (深酒し二日酔い運転にならないよう注意しよう)

- ☆ 飲酒運転は重大事故の原因となり、多くの人の人生を台無しにします。**飲酒運転を絶対しない、させない、許さない社会**を作りましょう。



- 運転前にアルコールチェッカーを活用して、体内のアルコールの有無を確認しましょう。

運動の重点③ 自転車の交通ルール遵守の徹底

～自転車利用者に対するヘルメット着用が努力義務化されます!～ (公布日 令和4年4月27日 公布日から1年以内に施行)



自転車を利用する皆さんへ (ながらスマホは違反です)

- ☆ 自転車の通行ルールを必ず守るとともに、命を守るために、**ヘルメット**を着用しましょう。
- ☆ 交差点では、**一時停止**や**徐行**をして安全確認を徹底しましょう。
- ☆ 長野県では、**自転車損害賠償保険**等への加入が義務付けられています。



自転車指導啓発重点地区・路線

自転車の通行実態から自転車に関係する交通事故が現に発生し、または発生が懸念されるなどの地区・路線を選定しています。

あなたの街の自転車指導啓発重点地区・路線はこちら



長野県重点 高齢運転者の交通事故防止

高齢ドライバーの皆さんへ (中野署管内発生事故の約30%が高齢者が関係する事故です)

- ☆ 通り慣れた道であっても、**しっかりと安全確認**し、乗り慣れた車であっても、**慎重な運転操作**をしましょう。
- ☆ 高齢になるにしたがって、**視野、反射神経、筋力等の身体機能が変化**しますので、より丁寧な運転を心掛けましょう。
- ☆ 運転に不安を感じたら、**家族や安全運転相談窓口(＃8080)**に相談しましょう。

- 高齢運転者の事故のうち3割以上が「出会い頭事故」です(令和3年中)。

- 運転免許証を自主的に返納できる制度があります。(詳しくは県警ホームページへ)
- 返納者には公共交通機関利用等の支援があります。(詳しくは長野県ホームページへ)
- 「衝突被害軽減ブレーキ」や「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」が搭載された安全運転サポート車(略称:サポカー)の普及を促進しています。



信州が誇るセーフティマナー



信号機のない横断歩道での一時停止率
6年連続日本一!!

長野県の停止率は **85.2%!**
(一般社団法人日本自動車連盟(JAF) 令和3年調査結果)

「横断歩道ルール・マナーアップ運動」推進中 ～更なる停止率向上と交通事故のない安全な横断歩道を目指して～

ドライバーの皆さんへ

合言葉は「歩行者に 笑顔で止まる 思いやり」

- ① 横断歩道の手前で減速しましょう。
- ② 横断歩行者の有無を確認しましょう。
- ③ 横断歩行者がいたら必ず停止しましょう。

歩行者の皆さんへ

合言葉は「小さな手 高く上げよう『渡ります!』」

- ① 道路を横断しないときは、横断歩道の近くに立たないようにしましょう。
- ② 道路を横断するときは、大きく首を振って右左の安全確認をしましょう。
- ③ 手を上げるなど、ハンドサインで横断する意思をドライバーに伝えましょう。